

平成22年4月30日

見附市長 久住 時男 様

見附市公立保育園等民営化検討委員会
委員長 寺川 悦男

答 申 書

近年は、核家族化や少子化が進み、保育園を取り巻く環境や制度が日々大きく変化してきております。平成20年3月には、保育所保育指針が改定され、保育内容の改善や保育の質の向上などに加え、社会状況を反映し保護者への支援が明確にされるなど保育園の果たす役割がますます重要になってきています。

見附市では、平成17年8月の見附市自律推進プログラムで保育園等の施設運営の民営化を検討することが提言され、平成21年3月に策定した新しい行政改革大綱においては、積極的に民間委託等を推進することが定められました。

これを受けて、平成21年11月に「見附市公立保育園等民営化検討委員会」を設置し、公立保育園等のあり方や民営化の有効性等を検討し、保育の質の向上及び多様な保育ニーズへの対応を図るために協議を重ねてまいりました。

公立保育園の民営化のあり方を中心とした検討になりましたが、検討結果がまとまりましたので、下記のとおり答申いたします。

記

「見附市公立保育園等民営化検討委員会」としては、見附市において限られた財源の中で、保育の質の向上及び多様な保育ニーズに応えていくため、公立保育園の民営化について「やむを得ない」ものであるとし、公立保育園と私立保育園などの地域的なバランスを考慮したうえで、次の事項に留意願い、公立保育園の民営化の推進を提言するものである。

また、定員を大きく下回る保育園については、こどもたちの就学後の集団生活を育む観点から、より多くのこどもたちと保育園生活が送れるよう、閉園・統合を進めていく必要があると考える。

1 . 民営化及び閉園・統合にあたり市が留意すべき事項

- ・ こどもの利益を最優先に考慮し、保育の質を低下させないようにすること。
- ・ 対象保育園の保護者に対し、十分な説明を行うこと。
- ・ こどもとの信頼関係を築くために適切な引継ぎ保育期間を設けること。
- ・ 保育士やパート保育士の身分について配慮すること。

2 . 民営化及び閉園・統合の対象保育園の選定

対象保育園の選定にあたっては、公立と私立それぞれの保育園がその機能と役割を十分発揮できるようにするため、公立保育園と私立保育園などの地域的なバランスを考慮する必要がある。さらに、保育園の立地環境、入所状況、建設経過年数及び保育サービスの実施状況等を総合的に判断し、適切に決定すること。

3 . 民営化及び閉園・統合の実施時期と移行期間

実施時期の決定については、保護者から理解を得られるように配慮して、適切な移行期間を設けること。

4 . 移管先について

保育園運営の性格上、保護者の信頼の下で安定的・長期的に運営され、保育サービスの維持向上と市の子育て支援施策との連携を目指さなければならないことから、以下の条件を満たす法人が望ましい。

- ・ 市の保育計画（課程）等と整合する理念・計画での運営に努めること。
- ・ 多様な保育需要に対応するため、市が指定する特別保育事業を実施すること。
- ・ 職員配置など保育環境の維持向上を図る体制が確保できること。
- ・ 保護者の意向を尊重しつつ、事業の継続を保つこと。
- ・ 市が推進している幼保小連携・一貫教育の方針のもと、研修の機会を設け積極的にその役割を果たすこと。
- ・ 第三者評価を定期的に行うこと。

5 . 公立保育園の今後のあり方

- ・ 私立保育園では対応が難しい保育ニーズについての役割を担うこと。
- ・ 障がい児や要保護児童など専門的な支援や、各機関（保健所・児童相談所や小学校）が連携する必要がある保育を担うこと。
- ・ 市全体の保育の質の向上を図るため、保育の拠点としての役割を果たすこと。